ACSES ニュースレター_２０７６号（2021 年４月９日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（19 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇液体芳香剤の誤飲事故等に注意！－乳幼児がリードディフューザーの液を誤飲して入院する事故が発生－<国民生活センター>
◇その他の事故、事件
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について<消費者庁>
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について<消費者庁>
・消費生活用製品の重大製品事故:パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)で火災等<消費者庁>
・秋田大病院でまた医療過誤<Web 報道>
◇事故、事件の続報
・ニトリは回収 CM で“アスベスト隠し” 珪藻土騒動で募る不信感<Web 報道>
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアルの作成について<環境省>
・労働安全衛生法における製造等禁止物質（石綿）含有有無の確認のための買取り試験の実施労働安全衛生法における製造等禁止物質（石綿）含有有無の確認のための買取り試験の実施
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・食品中の放射性物質の検査結果について（１２３０報）<厚生労働省>
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
[3] 化審法関係の届出等
◇化審法に基づく新規化学物質の届出等に係る資料の作成・提出等について（更新）<経済産業省・厚生労働省・環境省・製品評価技術基盤機構>
◇「令和2年度　製造・輸入数量の監視対象となる優先評価化学物質の取扱いについて」を公表しました。<経済産業省・厚生労働省・環境省>
◇「優先評価化学物質の指定・取消しと当該物質の製造数量等の届出について」を更新しました。<経済産業省・環境省>
◇「リスク評価（一次）評価II以降の全体スケジュール（2021年度以降）」を公表しました。<経済産業省>
◇HESS及びHESSDBのデータを追加しました<製品評価技術基盤機構>
[4] 化学物質管理推進支援事業
◇令和3年度 「化学物質のリスクアセスメント」無料訪問支援の受付開始<厚生労働省委託事業>
◇令和３年度 化学物質管理の無料相談窓口開設<厚生労働省委託事業>
◇“ここからはじめる！”化学物質管理<化学物質評価研究機構>
[5] 健康安全
◇2021 年世界保健デーのテーマは「より公平で健康的な世界を築くために」です。<厚生労働省>
[6] 医薬品
◇医薬部外品原料規格2021について<厚生労働省>
◇「医薬部外品原料規格」の改正に伴う医薬部外品等の製造販売承認申請等の取扱いについて<厚生労働省>

蜆花（シジミバナ）

◇化粧品基準及び医薬部外品の製造販売承認申請に関する質疑応答集（Q&A）について〈厚生労働省〉
◇「医薬部外品の添加物リストについて」の一部改正について〈厚生労働省〉
[7] 農薬
◇再評価を受けるべき農薬の範囲を指定した件（農林水産省告示第 509 号）〈官報〉
◇農薬審査報告書：ブロフラニリド及びピジフルメトフェン、ブロフラニリド及びピジフルメトフェン〈農林水産省〉
◇登録・失効農薬情報を更新しました。〈農林水産消費安全技術センター〉
◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。〈農林水産消費安全技術センター〉
[8] 食品安全衛生関係
◇食品安全情報（化学物質） No.07（2021）を掲載しました。〈国立医薬品食品衛生研究所〉
◇食品安全関係情報を更新しました〈内閣府食品安全委員会〉
[9] 廃棄物関係
◇微小プラ　世界中の魚介に　日本、1 人年目万個摂取も　英チーム調査〈新聞報道〉
[10] 温暖化対策関係
◇温暖化で花粉症が増えた？　35 年間花粉を集めて分析〈新聞報道〉
[11] 調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］　２件　［公募結果、意見募集結果］　２件　［統計資料］　４件
[12] その他省庁発表　１件
[13] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　４件
[14] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：１件
[付録]
◇液体芳香剤の誤飲事故等に注意！－乳幼児がリードディフューザーの液を誤飲して入院する事故が発生－〈国民生活センター〉
◇携帯料金プランに関する注意喚起「自分に合った料金プランになっていますか?」を更新しました。〈消費者庁〉
◇狙われる！？18 歳・19 歳「金（かね）」と「美（び）」の消費者トラブルに気をつけて！〈国民生活センター〉
◇暗号資産（仮想通貨）に関するトラブルにご注意ください!〈消費者庁〉

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇液体芳香剤の誤飲事故等に注意！－乳幼児がリードディフューザーの液を誤飲して入院する事故が発生－

＜国民生活センター　2021 年 4 月 8 日＞　http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210408_2.html

ボトルに入った液体芳香剤の液に「リードスティック」と呼ばれる木製の棒などの一端を浸して、吸い上げられた液を気化、拡散させるもの（以下、「リードディフューザー」とします。）（図参照）が家庭などで広く利用されています。

2020 年 11 月、「医師からの事故情報受付窓口」に、乳幼児がリードディフューザーに入っている液を誤飲し、肺の一部が空洞のようになる呼吸器障害を負って 2 週間程度入院、その後も通院を要しているという事故情報が寄せられました。

また、医療機関ネットワークには、2010 年 12 月から 2020 年 12 月末までの約 10 年間に、乳幼児が液体芳香剤を誤飲したなどの事故情報が 31 件（注）寄せられています。　--→ *末尾［付録］*

◇その他の事故、事件

・消費者安全法の重大事故等に係る公表について

＜消費者庁　2021 年４月８日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/023817/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_210408_01.pdf
生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：33 件
うち重大事故等として通知された事案：11 件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について
＜消費者庁　2021 年４月８日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/023816/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_210408_02.pdf
1.事故情報(食中毒情報を除く。)：２件、2.リコール・自主回収情報:11件、3.食中毒情報：９件

・消費生活用製品の重大製品事故:パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)で火災等
＜消費者庁　2021 年４月６日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/023790/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_210406_01.pdf
１．ガス機器・石油機器に関する事故：該当案件なし
２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：該当案件なし
３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：５件
（うちパワーコンディショナ（太陽光発電システム用）１件、
携帯電話機（スマートフォン）１件、エアコン（窓用）１件、ＬＥＤランプ（電球型）１件、
リチウム電池内蔵充電器１件)

・秋田大病院でまた医療過誤
＜産経ニュース　2021 年４月７日＞　https://www.sankei.com/affairs/news/210407/afr2104070004-n1.html
秋田大附属病院は７日、秋田県在住の５歳未満の女児に昨年行った腎臓の手術で、縫合の際に溶けて吸収される糸ではなく、誤って溶けない糸を使う医療過誤があったと発表した。
手術チームが糸の事前確認を怠ったためで、手術直後に間違いに気付いて保護者に謝罪するとともに、吸収糸を使った再手術が必要であることを説明し、翌日未明に再度開腹して縫合しなおした。
同病院は「再発防止策を講じる」としているが、昨年７月にも、患者の体内にチューブを置き忘れる医療過誤を公表している。

◇*事故、事件の続報*
・ニトリは回収 CM で“アスベスト隠し”　珪藻土騒動で募る不信感
＜AERAdot.　2021 年４月８日＞　https://dot.asahi.com/wa/2021040700008.html
昨年以降、アスベスト（石綿）混入が発覚し、自主回収が続くバスマットなどの珪藻土（けいそうど）製品。取り扱っていたのは 50 社余りに及び、利用者は将来の健康被害への不安を抱える。1 月にオンライン記事で警鐘を鳴らした本誌にも、関係企業に不信感を募らせる声が相次いだ。

＊　＊　＊

「珪藻土バスマットを２歳の息子といっしょに、何度か工作感覚で削っていました。石綿を吸っているんじゃないか、と。子どものことが本当に心配です……」
埼玉県に住む男性（40）は、昨年 12 月下旬の報道で、家で使っていたバスマットが石綿を含むものと知った。説明書には、吸水性が落ちても紙やすりで表面を削れば、使い続けられると記されていた。
石綿は、髪の毛の５千分の１という細い繊維状の鉱物。熱や摩擦、酸、アルカリに強く、耐久性も高いため、かつて約１千万トン輸入され、工業製品や建材などに使われた。だが、発がん性がきわめて高く、吸ってから数十年後に中皮腫（肺や心臓などの膜にできるがん）や、肺がんなどを発症する可能性があることが明らかになり、“静かな時限爆弾”と呼ばれる。
日本では 2006 年９月、重量の 0.1％を超えて含まれる製品の使用や輸入、販売などを原則禁止。12 年３月に全面禁止された。それでも、過去の石綿使用により、中皮腫だけで毎年約 1500 人が死亡。肺がんなどを含めると、年２万人超が亡く

なっていると推計されている。
禁止された発がん物質が、日用品から見つかったのは昨年 11 月以降。大阪府貝塚市が「ふるさと納税」の返礼品にした堀木工所（同市）製のバスマットを皮切りに、家具大手ニトリや、ホームセンター大手カインズなど 55 社で販売のバスマットやコースターなど計 44 製品から石綿を検出した（4 月 1 日時点）。公表された自主回収の数は計 66 製品、約 362 万個（「石綿不検出」とされた同一工場の製品を含む）にのぼる。
珪藻土製品を扱っていた企業のほとんどは、汚れたり、吸水性が落ちたりしたら紙やすりなどで削るよう促していた。紙やすりを付属品にしていたケースもあった。石綿を飛散させ、それを吸ってしまうリスクを高めるような行為を“奨励”していたわけだ。
冒頭の男性は、ニトリのバスマットを使っていた。ニトリは回収対象が 23 製品、約 355 万個と今回の騒動で最も多い。男性は子どもの健康被害が心配になって同社の担当窓口へ相談。「上司から連絡します」と言われ、後日になって「厚生労働省から通常使用ではとくに問題ないと見解をもらっている」という趣旨だけが告げられた。
九州在住の 40 代男性も問い合わせると、同じような回答だった。男性は約 10 年前に“血液のがん”とされる悪性リンパ腫を発症していただけに、怒りが収まらない。
「治療後 5 年以上経っているので“完治”となっていますが、抗がん剤で免疫力が落ちている。医師から『発がんリスクが高いから気をつけるように』と言われています。製品の説明書通りに削って吸わされたのに、この対応では話にならない」
カインズでも同様の対応と批判が出ている。
たしかに、厚労省の発表には「通常の使い方で使用している限りは石綿が飛散するおそれはなく、健康上の問題を生じさせるおそれはありません」との文言がある。ただし、「削ったり割ったりした場合など破損したときには飛散するおそれがありますので、調査中の製品をお持ちの方も含め、破損しないようにお願いします」と注記されている。
同省としてはむしろ、「削っても問題ないと説明したことはない。我々はあくまで削ったり破損したりしないよう求めています。削るなどした場合に、100％健康影響がないと断言しているわけでもない」（化学物質対策課）ということだ。
各社に問いただした。
すると、ニトリ広報部は「厚労省にご相談したうえで、バスマットをたまにやすりで削り、少量飛散した石綿を吸い込んだとしても、それだけが原因で病気を発症することは通常想定されていない、とお答えしております」と説明した。
カインズ広報部は「削ることもメンテナンスの一つなので、誤解を招く表現でした。決してそういう言い方はできないはずですので、カスタマーサービスにも改めて伝えます」と、非を認めつつ答えた。
大手 2 社の姿勢には、かなり温度差を感じる。カインズは自主回収の発表後、原因究明が終わるまで「石綿不検出」とされたものを含め、珪藻土製品すべての販売を中止している。ニトリは、石綿不検出とされた珪藻土製品の販売は継続。「外部検査機関において問題がないという検査結果が出ております」との表示を貼って安全性をうたう。
極めつきはテレビ CM だ。ニトリは 1 月から、石綿検出には一切触れない「お詫（わ）びと回収」という 15 秒 CM を開始。時期をほぼ同じくして、ペットボトルを再利用してカーペットをつくっているタイ工場の 30 秒 CM も流した。
「自主回収の CM でさえ石綿を隠し、その 2 倍の時間で環境にやさしい企業だと宣伝。石綿問題をなかったことにしようとしている」と、利用者の反発を招いている。
ニトリ広報部はこれに対し、自主回収の CM に関して「多くの放映枠を確保しやすい 15 秒 CM とし、放映数を多くすることをめざしました」。石綿に触れなかったのは、回収に特化した結果だと弁明した。「カーペットの CM に比べ、約 1.5 倍多く放映」しているといい、「二つ（の CM）をセットとして放映する計画を立てた事実はございません」と強調した。
石綿被害者の支援活動に取り組む「中皮腫・じん肺・アスベストセンター」所長の名取雄司医師は指摘する。
「本来入ってはならないものに石綿が含まれ、それを削ることが仕様に含まれていたことに問題がある。削れば一定の曝露（ばくろ）があり、発がんリスクは上がる。“ゼロリスク”はあり得ない。業者の対応は不適切で間違っています。また、科学的な説明も足りていない。（人体への）影響が少ないというのであれば、信頼できる試験機関などで少なくとも 10 回以上、飛散実験をするなどして、きちんとリスクを調べたうえで公表すべきです」
昨年末の記者会見で、ニトリを展開するニトリホールディングスの似鳥昭雄会長は、「お客様第一を掲げるニトリとしてあってはならない」と謝罪した。あれから 3 カ月が経つというのに、お客様である多くの利用者が、不安を払拭（ふっしょく）するどころか、不信感を募らせている。関係各社の姿勢が改めて問われている。

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアルの作成について

＜環境省　2021 年 3 月 31 日＞　http://www.env.go.jp/press/109438.html

環境省では、建築物等の解体等工事に伴う石綿の飛散防止対策を大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号。以下「大防法」という。）に基づき実施してきました。今般、石綿の飛散防止対策を円滑かつ的確に実施するために、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」を作成しましたので、お知らせします。

１．経緯

建築物等の解体等工事に伴う石綿の飛散及びばく露防止に係る措置について、環境省では大防法に基づく「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル(平成 26 年６月。以下「解体マニュアル」という。)」を、厚生労働省では労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づく石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）及び「労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」に基づく「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル（平成 30 年３月厚生労働省)」をそれぞれ作成し、適切な作業方法等の周知を図ってきました。

今般、大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和２年法律第 39 号）が令和２年６月５日に公布され、また、石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（令和２年厚生労働省令第 134 号）が令和２年７月１日に公布され、両法令とも一部の規定を除き令和３年４月１日に施行することとされました。

本マニュアルは、事業者における解体等工事に伴う石綿の飛散及びばく露防止対策の理解を促進し徹底を図ることから、この機会をとらえ、大防法及び石綿則に基づくマニュアルを統合するとともに、両法令の改正内容を反映し、とりまとめたものです。

２．解体マニュアルからの主な改訂点

・大防法及び石綿則の改正で新たに加わった規制について追記
　事前調査方法、石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材の除去方法、完了確認方法等

・技術的知見を追記

グローブバック工法※、負圧隔離養生を解除する際の措置等

※グローブバッグ工法とは、除去する石綿保温材周辺をビニール製の袋に腕の挿入口のある製品で部分隔離する工法。

・石綿則に基づくマニュアルとの統合により、労働者の保護に関する事項を追記

添付資料　建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和３年３月　厚生労働省、環境省）　https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html

・マニュアル（令和3年3月）

＜環境省　2021年3月31日＞　https://www.env.go.jp/air/asbestos/full001_1.pdf

---

・労働安全衛生法における製造等禁止物質（石綿）含有有無の確認のための買取り試験の実施

＜厚生労働省　2021 年 4 月 7 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=C_Mxck-9hP97ZECZY

□大災害、原発事故対策

[福島原発事故]

・食品中の放射性物質の検査結果について（１２３０報）　（東京電力福島原子力発電所事故関連）

＜厚生労働省　2021 年 4 月 7 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-svegUvrQLJQ4GBY

１　自治体の検査結果

小樽市、岩手県、仙台市、栃木県、群馬県、千葉市、文京区、横浜市、川崎市、新潟県、滋賀県、八尾市、徳島県

※ 基準値超過　　１件

No.　215　　群馬県産　　ツキノワグマ　　(Cs：190 Bq/kg)

２　緊急時モニタリング又は福島県の検査結果

※ 基準値超過　なし

****

[2] ［特集］新型コロナウイルス感染症

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2021 年４月８日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2uv-oWvLYJJw38BY
・新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2021 年４月８日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=o1ufyrWfHbJ5804xY
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和３年４月８日版）
＜厚生労働省　2021 年４月８日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0yvpqpdlXCejvJpBY

◇マスコミ報道　見出し

・イギリス　感染状況が劇的に改善
＜朝日新聞　2021 年４月７日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP476RCRP47ULBJ00H.html
・世界の変異型、1000 超に分岐　英国型 130 ヵ国で報告
＜日経新聞　2021 年４月８日＞　https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUC07ADF0X00C21A4000000/
・「第４波」は深刻、英国型「５０代以下の重症者増える傾向」…油断での受診遅れも目立つ
＜読売新聞　2021 年４月８日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20210408-OYT1T50122/
・大阪で広がる変異ウイルス 感染力 最大 1.7 倍 対策どうすれば？
＜NHK　2021 年４月６日＞
https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210406/k10012959891000.html?utm_int=all_side_ranking-social_002
・変異ウイルス 感染力 従来のウイルス比で平均 1.32 倍高い
＜NHK　2021 年４月８日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210408/k10012962071000.html
・厚労省 送別会開催部署の複数職員コロナ感染 参加かは明かさず
＜NHK　2021 年４月８日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210408/k10012962131000.html
----

[対策・予防]

◇省庁発表

・「水際対策に係る新たな措置について」更新しました
＜厚生労働省　2021 年４月８日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=3yfi6DhVjrvsaxdNY
・第 29 回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和３年４月７日）の資料を掲載しました。
＜厚生労働省　2021 年４月８日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2up6tclHGfj_NcBY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・新型コロナワクチンの接種実績
＜厚生労働省　2021 年４月８日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U6tuZLTZAjdg55nBY
・国内ワクチン接種 100 万人超す 人口の 1%未満にとどまる
＜共同通信　2021 年４月７日＞　https://www.47news.jp/news/6084316.html
・変異株対応ワクチン、国内治験必要なし　海外での実績が条件
＜毎日新聞　2021 年４月８日＞　https://mainichi.jp/articles/20210407/k00/00m/040/021000c

・“アストラゼネカなど開発ワクチンと血栓に関連性”で各国対応
＜NHK　2021 年４月９日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210409/k10012964171000.html
・アストラゼネカ ワクチン “接種後の血栓に関連性”EU 規制当局
＜NHK　2021 年４月８日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210408/k10012962201000.html
・アストラゼネカ製ワクチン、血栓症「関連の可能性ある」

＜TBS NEWS　2021 年４月８日＞　https://news.tbs.co.jp/newseye/tbs_newseye4240913.html
・血栓「まれな副反応」　アストラゼネカ製に EU 専門機関
＜朝日新聞　2021 年４月８日＞
https://www.asahi.com/articles/ASP482FL2P47UHBI04B.html?iref=comtop_7_05
・アストラ製“血栓は極めてまれな例”ＷＨＯ
＜NNN24　2021 年４月８日＞
https://www.msn.com/ja-jp/news/national/%E3%82%A2%E3%82%B9%E3%83%88%E3%83%A9%E8%A3%BD%E2%80%9C%E8%A1%80%E6%A0%93%E3%81%AF%E6%A5%B5%E3%82%81%E3%81%A6%E3%81%BE%E3%82%8C%E3%81%AA%E4%BE%8B%E2%80%9D%EF%BD%97%EF%BD%88%EF%BD%8F/ar-BB1fpr44
・アストラゼネカ製ワクチン、子供への治験を中断 英大学
＜朝日新聞　2021 年４月７日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP473SB7P47UHBI00N.html
・アストラ製ワクチン、血栓で 19 人死亡 英国、30 歳未満は他社製推奨
＜AFP＝時事　2021 年４月８日＞
https://www.afpbb.com/articles/-/3341002

・アルコール消毒で合成樹脂製のドアノブが破損（相談解決のためのテストから No.153）
＜国民生活センター　2021 年４月８日＞　http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210408_3.html
　消費生活センター等の依頼に基づいて実施した商品テスト結果をご紹介します。
　「トイレのドアノブをアルコール消毒していたところ、ひびや亀裂が生じ、破損した。破損した原因を調べてほしい。」という依頼を受けました。
　当該品は、幼稚園のトイレで使用されていたドアノブで、赤色のアクリル樹脂の中に金属部品が組み込まれているものでした。外観調査を行ったところ、当該品は金属部品を覆っているアクリル樹脂に複数の亀裂が生じており、亀裂の破面を見るとソルベントクラック（注1）に特徴的な鏡面を示していました。
　相談者によると、新型コロナウイルス対策のためドアノブの消毒が不可欠となり、1日に5回程度、市販のアルコール消毒液（エタノール濃度：約65容量%）等で消毒を行っていたところ、当該品が使用開始から約2カ月で破損したとのことでした。
　そこで、エタノールによる影響を調べるために、新品の同型品を用いて、JIS K 7114「プラスチック－液体薬品への浸せき効果を求める試験方法」を参考に、エタノール（99.5容量%）への24時間浸せきテストを行った結果、同型品は、当該品と同様に、アクリル樹脂の部分に複数の亀裂が生じ、亀裂の破面は鏡面を示しました。
　なお、同型品の取扱説明書には清掃時の取り扱いに関する注意表示として、「アルコール類～（中略）～は絶対に使用しないで下さい。クラック（ひび割れ）や破損の原因になり、手を傷つける恐れがあります。」との記載がありました。
　以上のことから、当該品は、消毒の際に付着したアルコール（エタノール溶液）によって、ソルベントクラックを生じたものと考えられました。
　依頼センターがテスト結果を事業者に説明したところ、取扱説明書に記載されている清掃時の取り扱いに関する注意と同様な内容が、事業者のウェブサイトにも記載されることになりました。
　当該品に限らず、アクリル樹脂製品はアルコール消毒により、亀裂が生じて破損に至る可能性があります。そのため、消毒する前にアルコールの使用が可能かを取扱説明書等で確認するとともに、アクリル樹脂であった場合には台所用洗剤を使用するなど、厚生労働省「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」（注2）を参考にして消毒・除菌を行うようにしましょう。
（注1）成形品中に溶剤などが浸透拡散されることによって、分子間の剥離が生じクラック（亀裂）に至るもの。その破面はナイフでスパッと切ったようなきれいな鏡面を示すことが特徴。（大武義人著「ゴム・プラスチック材料のトラブルと対策」より）
（注2）新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）（厚生労働省）
　　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html
［報告書本文］　アルコール消毒で合成樹脂製のドアノブが破損（相談解決のためのテストからNo.153）
　　http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20210408_3.pdf

・新型コロナの薬候補を発見　京大、iPS 細胞の研究で
＜朝日新聞　2021 年 4 月 7 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP464HD7P42PLBJ008.html
　京都大や長崎大などのチームは、様々な細胞になれる iPS 細胞を使って、新型コロナウイルス感染症の治療薬候補を見つける方法を開発した、と発表した。別の病気に使われる既存の薬から絞り込んだところ、骨粗鬆症（こつそしょうしょう）の薬や、血糖を下げる薬などが効く可能性があるとしている。
　新型コロナウイルス感染症の治療薬は、国内ではベクルリー（一般名レムデシビル）と、デキサメタゾンが承認されている。一方、世界保健機関（WHO）はベクルリーの効果に否定的な見解を示しており、各国で有効な薬の探索が続いているのが現状だ。
　チームは、ヒトの iPS 細胞に薬をかけ、新型コロナウイルスと遺伝子の仕組みが同じセンダイウイルスの侵入を防げるかどうかを調べ、効果を判定する方法を開発した。
　既存の薬 500 種類を調べたところ、骨粗鬆症の薬「エビスタ（一般名ラロキシフェン）」や、血糖降下薬「アクトス（一般名ピオグリタゾン）」の効果が高いことがわかった。実際に新型コロナウイルスを細胞に感染させる実験でも、これらの薬に感染を防ぐ効果があることを確かめた。

◇大学等関係

・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【北海道～東京】(4/7 更新)
＜大学プレスセンター　2021 年 4 月 7 日＞　https://www.u-presscenter.jp/article/post-43243.html

・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【神奈川～九州・沖縄】(3/26 更新)
＜大学プレスセンター　2021 年 4 月 26 日＞　https://www.u-presscenter.jp/article/post-43302.html
---

・首都圏の私大下宿生、1 日 607 円生活　仕送り額が減少
＜朝日新聞　2021 年 4 月 6 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP464DWQP45UTIL01K.html
　昨年春に首都圏の私立大に入った学生のうち、親元を離れて通う人（下宿生）の 1 日あたりの生活費は過去最低の 607 円――。関東甲信越の私立大などの教職員組合でつくる東京私大教連が、そんな調査結果を明らかにした。毎月の仕送り額が過去最低となったためで、新型コロナウイルスの感染拡大で家計が打撃を受けたことがうかがえる。
　調査は 2020 年 5～7 月、東京、神奈川、千葉、埼玉の 1 都 3 県にある 9 大学の新入生の保護者にアンケート形式で行い、5382 件の有効回答を得た。
　下宿生の保護者は全体の 32%で、このうち 3 分の 2 が仕送り額を回答。新年度の出費が落ち着く 6 月以降の月平均の仕送り額は、過去最低の 8 万 2400 円だった。この質問を始めた 1986 年度以降、最低だった 18 年度の 8 万 3100 円をさらに下回った。最も高い 94 年度の 12 万 4900 円からは 34%減少した。
　また、8 万 2400 円から家賃の平均額を差し引いた 1 カ月の生活費は 1 万 8200 円。1 カ月を 30 日として 1 日あたりに換算すると 607 円で、最低だった 18 年度の 677 円から 70 円減った。最も高い 90 年度の 2460 円と比べると 4 分の 1 に減った。
　アンケートの自由記述欄で目立ったのは、親たちの「コロナで収入が減り、(大学に入った子どもも) アルバイトが見つからない」「緊急事態宣言で大幅な減収があった」との訴え。東京私大教連中央執行委員長の白井邦彦・青山学院大教授は「学費を賄うためパートに出た保護者も雇用を切られるなどしている。どう生活していけばいいかという悩みに学生たちは直面している」と指摘する。

・感染不安で「自主休校」7000 人余 家族に基礎疾患など
＜NHK　2021 年 4 月 7 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210407/k10012959911000.html
・コロナ 感染不安で学校に行けない子どもたち “自主休校”7000 人超
＜NHK　2021 年 4 月 7 日＞　https://www.nhk.or.jp/shutoken/wr/20210407.html
****
[3] *化審法関係の届出等*

◇化審法に基づく新規化学物質の届出等に係る資料の作成・提出等について（更新）

＜経済産業省　2021 年４月１日＞

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/shinki/todokedemanual.pdf

＜厚生労働省　2021 年４月１日＞

http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/kashin/todoke/shinki/shinki_manual.pdf

＜環境省　2021 年４月１日＞　http://www.env.go.jp/chemi/kagaku/manyuaru20210401kaitei_setr2.pdf

＜製品評価技術基盤機構　2021 年４月１日＞　https://www.nite.go.jp/data/000100515.pdf

---

◇「令和2年度　製造・輸入数量の監視対象となる優先評価化学物質の取扱いについて」を公表しました。

＜経済産業省・厚生労働省・環境省　2021 年３月 29 日＞

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/pacs_suryokanshi_2020fy.pdf

令和２年度 製造・輸入数量の監視対象となる優先評価化学物質の取扱いについて

令和３年３月26日

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

「化審法に基づく優先評価化学物質のリスク評価の基本的な考え方【改訂第２版】」に基づき、評価年度における製造・輸入数量の全国合計が１０ｔ以下又は推計排出量が１ｔ以下となる優先評価化学物質は、当面は製造・輸入数量を監視（以下、「数量監視」と言う。）していくこととされています。そして、過去連続３年以上数量監視の対象となり、「環境の汚染により人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害のいずれも生ずるおそれがないと認めるに至った」と判断した優先評価化学物質については、化審法第11 条に基づき、優先評価化学物質の指定を取り消すこととしています。本考え方に基づき、今年度、数量監視を経て優先評価化学物質の指定を取り消す物質、及び当面は数量監視の対象となる物質は以下のとおりです。

１．数量監視を経て優先評価化学物質の指定を取り消す物質

優先通し番号	物質名称	優先指定の根拠	2017 年度届出（2016 年度実績）	2018 年度届出（2017 年度実績）	2019 年度届出（2018 年度実績）
183	Ｎ－｛３－［オクタデカン（又はヘキサデカン若しくはテトラデカン）アミド］プロピル｝－Ｎ－メチル－２－［オクタデカノイル（又はヘキサデカノイル若しくはテトラデカノイル）オキシ］エチルアンモニウム＝クロリド	生態影響	製造輸入 10t 以下	製造輸入 10t 以下	製造輸入 10t 以下
195	［２－（ドデカノイルオキシ）エチル］（エチル）（ジメチル）アンモニウムの塩	生態影響	製造輸入 10t 以下	製造輸入 10t 以下	製造輸入 10t 以下
198	m-クロロアニリン	生態影響	排出量 1t 以下	排出量 1t 以下	排出量 1t 以下
202	２－ｔｅｒｔ －ブチルフェノール	生態影響	排出量 1t 以下	排出量 1t 以下	排出量 1t 以下
211	５－クロロ－２－（２，４－ジクロロフェノキシ）フェノール（別名トリクロサン）	生態影響	排出量 1t 以下	製造輸入 10t 以下	製造輸入 10t 以下

２．当面は数量監視の対象となる優先評価化学物質

優先通し番号	物質名称	優先指定の根拠	2017 年度届出（2016 年度実績）	2018 年度届出（2017 年度実績）	2019 年度届出（2018 年度実績）
58	ｏ－クロロアニリン	人健康影響	－	排出量	排出量

				1t 以下	1t 以下
142	チオシアン酸銅（Ｉ）	生態影響	－	製造輸入 10t 以下	製造輸入 10t 以下
158	Ｎ－メチルカルバミン酸２－ｓｅｃ－ブチルフェニル（別名フェノブカルブ又はＢＰＭＣ）	生態影響	－	製造輸入 10t 以下	製造輸入 10t 以下
170	デカン－１－オール	生態影響	－	排出量 1t 以下	排出量 1t 以下
215	テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム又はチラム）	生態影響	－	排出量 1t 以下	排出量 1t 以下
231	３－ヒドロキシ－２，２－ビス（ヒドロキシメチル）プロピル＝オクタデカノアート	生態影響	－	－	排出量 1t 以下

◇「優先評価化学物質の指定・取消しと当該物質の製造数量等の届出について」を更新しました。

＜経済産業省・環境省　2021年3月30日＞

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/pacs_announcement.html

---

◇「リスク評価（一次）評価II以降の全体スケジュール（2021年度以降）」を公表しました。

＜経済産業省　2021年3月31日＞

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/risk_assessment2_schedule.pdf

---

◇HESS及びHESSDBのデータを追加しました

＜製品評価技術基盤機構　2021年3月31日＞　https://www.nite.go.jp/chem/qsar/hess_update.html

1. 公示化審法新規化学物質の反復投与毒性試験データ（53物質、60試験）追加
2. 化審法既存化学物質の反復投与毒性試験データ（20物質、20試験）追加
3. 花王株式会社との協力により開発した2種類の肝毒性カテゴリー、17種類の腎毒性カテゴリー追加

****

[4] *化学物質管理推進支援事業*

◇令和3年度　「化学物質のリスクアセスメント」無料訪問支援の受付開始

＜テクノヒル株式会社(厚生労働省委託事業)　2021年4月1日＞　https://www.technohill.co.jp/rabel_sds/

◇令和3年度 化学物質管理の無料相談窓口開設

＜テクノヒル株式会社(厚生労働省委託事業)　2021 年 4 月 1 日＞　https://www.technohill.co.jp/telsoudan/

◇“ここからはじめる！”化学物質管理

＜化学物質評価研究機構(CERI)＞　https://www.cerij.or.jp/chemical-management/index.html

****

[5] *健康安全*

◇2021 年世界保健デーのテーマは「より公平で健康的な世界を築くために」です。　　世界保健デー：4 月 7 日

＜厚生労働省　2021 年 4 月 7 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=g3u_6pW_PZJZ0xARY

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/pacs_suryokanshi_2020fy.pdf

****

[6] *医薬品等*

◇医薬部外品原料規格2021について（令和3年3月25日薬生発0325第1号）

＜厚生労働省　2021年3月29日＞　https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T210329I0010.pdf
---

◇「医薬部外品原料規格」の改正に伴う医薬部外品等の製造販売承認申請等の取扱いについて（令和3年3月25日薬生薬審発0325第4号）
＜厚生労働省　2021年3月29日＞　https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T210329I0020.pdf
---

◇化粧品基準及び医薬部外品の製造販売承認申請に関する質疑応答集（Q&A）について（令和3年3月25日事務連絡）
＜厚生労働省　2021年3月29日＞　https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T210329I0030.pdf
---

◇「医薬部外品の添加物リストについて」の一部改正について（令和3年3月25日薬生薬審発0325第7号）
＜厚生労働省　2021年3月29日＞　https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T210329I0040.pdf

薬生薬審発0325 第７号
令和３ 年３ 月２５ 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長

「医薬部外品の添加物リストについて」の一部改正について

今般、「医薬部外品の添加物リストについて」（平成20 年３月27 日薬食審査発第0327004 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知）の一部を改正し、医薬部外品添加物リスト（以下「添加物リスト」という。）を別添のとおりとしましたので、下記にご留意の上、貴管下関係業者に対し周知方お願いします。

記

１ 添加物リスト中の規格コードとは、次のとおりであること。

コード	規　格
０１	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第41条の規定により定める日本薬局方
２４	日本薬局方外医薬品規格
３１	食品衛生法（昭和22 年法律第233 号）第21 条の規定により定める食品添加物公定書
５１	医薬部外品原料規格 2021
７３	医薬品に使用することができるタール色素を定める省令（昭和41 年厚生省令第30 号）の別表第一、別表第二及び別表第三に定める規格
８０	医薬部外品添加物規格集

２ 添加物リスト中の「外原規2006」を「外原規2021」に改めること。

また、「外原規2021」とは、医薬部外品原料規格2021（令和３年３月25日薬生発第１号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）を示す。

なお、添加物リスト中の「旧外原規」とは、医薬部外品原料規格（平成３年５月14日薬発第535号薬務局長通知、平成５年２月10日薬発第115号薬務局長通知、平成６年３月15日薬発第243号薬務局長通知、平成10年３月24日医薬発第296号医薬安全局長通知、平成10年５月22日医薬発第476号医薬安全局長通知）を示す。

３ 添加物リスト中連番255「エタノール（９６～９６．５度）」を削除し、連番256から連番2749 までを一つずつ繰り上げ連番255 から連番2748 までとしたこと。

４ 平成29 年12 月６日付け薬生薬審発1206 第１号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通知の別添中連番1003「シクロヘキサンジカルボン酸ビスエトキシジグリコール」の「成分コード」及び「規格コード」の各欄について、添加物リスト中連番1002 の各欄のとおり改めること。

５ 平成29 年12 月６日付け薬生薬審発1206 第１号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通知の別添中連番106「アルカリゲネス産生多糖体」、連番132「アルテアエキス」、連番161「イザヨイバラエキス」、連番283「エチレンジアミンテトラポリオキシエチレンポリオキシプロピレン」、連番470「α－オレフィンオリゴマー」、連番976「ジ２－エチルヘキサン酸ネオペンチルグリコール」、連番977「ジ２－エチルヘキシルアミン」、連番1396「テトラ２－エチルヘキサン酸ジグリセロールソルビタン」、連番1777「ブドウエキス」、連番2269「ムクロジエキス」、連番2325「１，１’－メチレン－ビス（４－イソシアナトシクロヘキサン）・ポリプロピレングリコール共重合体」、連番2740「ロー

マカミツレエキス」及び連番2745「ロジン」の「英名」について、それぞれ添加物リスト中連番106、連番132、連番161、連番282、連番469、連番975、連番976、連番1395、連番1776、連番2268、連番2324、連番2739 及び連番2744 の「英名」のとおり改めること。

６ 既に承認を取得している医薬部外品等の取扱いについて

今回削除された品目については、令和４年９月30 日までは、添加物リストに収められているものとみなすことができるものとすること。

****

[7] ***農薬***

◇**再評価を受けるべき農薬の範囲を指定した件（農林水産省告示第 509 号）**

［官報］ 令和３年４月７日 本紙 第 468 号 ５頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210407/20210407h00468/20210407h004680005f.html

○農林水産省告示第 509 号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第八条第一項（同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、再評価を受けるべき農薬の範囲を指定したので、同法第八条第一項及び第三項（これらの規定を同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該農薬の範囲並びに再評価を受けるべき者が提出すべき資料及びその提出期限を次のように告示する。

令和３年４月７日　　農林水産大臣　　野上浩太郎

一　農薬の範囲

農薬取締法第三条第一項又は第三十四条第一項の登録を受けている農薬のうち、別表に掲げる有効成分を含む農薬

二　再評価を受けるべき者が提出すべき資料

農薬取締法施行規則（昭和二十六年農林省令第二十一号）第二条第一項各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる資料。ただし、農薬の使用方法その他の事項からみて当該資料の一部の提出を必要としない合理的理由がある場合においては、当該資料を提出することを要しない。

三　提出期限

１　別表第二号、第四号、第十号、第十三号及び第十四号に掲げる有効成分を含む農薬　令和五年四月三日から令和五年六月三十日まで

２　別表第言气第三号、第八号、第十八号及び第十九号に掲げる有効成分を含む農薬　令和五年七月三日から令和五年九月二十九日まで

３　別表第十二号及び第十五号から第十七号までに掲げる有効成分を含む農薬　令和五年十月二日から令和五年十二月二十八日まで

４　別表第五号から第七号まで、第九号及び第十一号に掲げる有効成分を含む農薬　令和六年一月四日から令和六年三月二十九日まで

別表

一　アラクロール

ニ　イソプロチオラン

三　ＭＣＰＢエチル（別名ＭＣＰＢ）

四　カルボスルファン

五　クロルピクリン

六　シアナジン

七　シハロホップブチル

ハ　トルクロホスメチル

九　フェントラザミド

十　プロピネブ

十一　ブロマシル

十ニ　ブロモブチド

十三　ベンソビシクロン

十四　ベンフラカルブ
十五　ホセチル
十六　メタミトロン
十七　メチダチオン（別名ＤＭＴＰ）
十八　メトラクロール
十九　Ｓ－メトラクロール

◇*農薬審査報告書*
・審査報告書（ブロフラニリド及びピジフルメトフェン）を公表しました
＜農林水産省　2021年4月1日＞　https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/index.html
---
・「ブロフラニリド及びピジフルメトフェン」の審査報告書が掲載された。
ブロフラニリド
＜農林水産省　2021年4月1日＞　https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_sinsa/attach/pdf/index-64.pdf
---
ピジフルメトフェン
＜農林水産省　2021年4月1日＞　https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_sinsa/attach/pdf/index-68.pdf
---
◇登録・失効農薬情報を更新しました。
＜農林水産消費安全技術センター(FAMIC)　2021年4月1日＞　http://www.acis.famic.go.jp/toroku/index.htm
---
◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。
＜農林水産消費安全技術センター(FAMIC)　2021年４月２日＞　http://www.acis.famic.go.jp/ddownload/index.htm
****
[8] *食品安全衛生関係*
◇食品安全情報（化学物質）　No.07（2021)を掲載しました。
＜国立医薬品食品衛生研究所(NIHS)　2021年4月1日＞
http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2021/foodinfo202107c.pdf
食品の安全性に関する国際機関や各国公的機関等の最新情報が紹介されている。

◇食品安全関係情報を更新しました
＜内閣府食品安全委員会　2021年4月2日＞
http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/search?keyword=%EF%BC%AC%EF%BC%A4%EF%BC%95%EF%BC%90&query=&logic=and&calendar=japanese&year=&from=struct&from_year=2021&from_month=03&from_day=06&to=struct&to_year=2021&to_month=03&to_day=19&areaId=00&countryId=000&informationSourceId=0000&max=100&sort_order=date.desc
3月6日～3月19日の海外情報が更新された。食品安全総合情報システムで検索できる。
****
[9] *廃棄物関係*
◇微小プラ　世界中の魚介に　日本、１人年目万個摂取も　英チーム調査
＜日経新聞　2021年４月６日＞　https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUE032JU0T00C21A4000000/
プラスチックごみなどが壊れてできる５ミリ以下の微小なマイクロプラスチックが世界各地の魚介類に含まれていたとの調査結果を、英ハル大などのチームが４日までにまとめた。
人間は食事を通じて１人当たり年間５万個を超える微小プラを摂取している恐れがある。チームは、シーフードを好んで食べる日本の摂取量は最大13万個に及ぶと推定。専門家は「人の健康への影響を評価すべきだ」と指摘している。
2014年から20年までに各国で発表された50の科学論文の内容を分析した。含まれる微小プラの量が最も多かったシーフードは中国で売られていた二枚貝で、アジア諸国の貝類は多い傾向があった。海が微小プラで汚染されている現状を反映

したとみられる。
チームは、貝類などの軟体動物のほか、エビなどの甲殻類や魚類が体内に取り込み、残留した微小プラの量や地域差を調べた。微小プラを確認したとの報告は貝類が最も多く、濃度が最も高かった中国のサルボウガイでは1グラム当たり10.5個見つかった。甲殻類では最大8.6個、魚では同2.9個だった。
日本の東京湾で捕れたカタクチイワシからも1匹当たり2.3個見つかったとしている。
国連食糧農業機関（FAO）による魚介類消費量のデータを基に、人間1人が摂取する量の世界平均は年間最大約5万4千個に上ると推定。国や地域別ではマカオや香港、韓国、中国本土のほか、ノルウェーやスペインの摂取が多いとしている。日本の摂取量はこれらの国と比べると少ないが、推定で最大13万個と世界平均を大きく上回った。
チームは「摂取による人体への影響は未解明だが、安全だという証拠もない」として「予防原則に基づき食品からの摂取量を減らす対策を取るべきだ」と結論づけた。分析結果は米国立衛生研究所（NIH）の専門誌に発表した。

マイクロプラスチックの年間推定摂取量が多い国と地域
※　推定摂取量は最大値

・香運	29万9000個
・マカオ	23万1000
・韓国	18万7000
・ノルウェー	16万5000
・スペイン	16万4000
・中国（本土）	15万4000
・アンティグア・バーブーダ	14万7000
・日本	13万
・セントクリストファーネビス	12万8000
・フランス	12万600

＜英ハル大などによる＞

****

[10] ***温暖化対策関係***

◇温暖化で花粉症が増えた？　35年間花粉を集めて分析

＜朝日新聞　2021年4月8日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP474V82P3NUBQU003.html

つらい花粉症の原因となる植物の花粉の数が、気候変動にともなって増えているとする報告が、国内外の専門家や研究機関から相次いでいる。花粉症はスギやヒノキ、ブタクサなどの花粉を吸い込むなどして、くしゃみや鼻水、目の痛みなどを引き起こすアレルギー症状だ。これから地球温暖化が進むと、花粉症に悩む人がますます増えてしまうのだろうか。

国立病院機構福岡病院（福岡市南区）のアレルギー科医師・岸川禮子さんは、国内の20カ所以上の病院や行政機関の研究者らと協力して、空中を舞う花粉を採集する調査を1986年から続けてきた。

ワセリンを塗ったガラスを24時間放置し、落ちてくる花粉を付着させ、1平方センチあたりの花粉数を調べる。顕微鏡で観察しながら、花粉の種類ごとに数え分ける地道な作業だ。

この調査で、岸川さんらが気候変動との結びつきが見えてきたと考えるのが、スギとヒノキの花粉だ。岸川さんは最近まとめた論文で「7～8月の気象条件と翌年の花粉捕集数はよく相関し、気候変動にともない花粉捕集数は著しい年次変動を反復しながら増加している」と分析している。

特に典型的だった二つの時期がある。一つは1990年代の中ごろ。93年の冷夏の翌94年は猛暑となり、95年は花粉数が大きく増えた。もう一つは2000年代の中ごろで、03年が冷夏、04年が猛暑で、05年に花粉数が増大した。

岸川さんは言う。「日本の花粉症患者は増え続けており、花粉数が増加していることは予想されていたが、スギとヒノキで確かめられ、気候変動と関連している可能性も見えてきた」

全国の耳鼻咽喉（いんこう）科の医師による疫学調査によれば、花粉症の有病率は1998年は19・6%だったが、2008年は29・8%に増え、19年には42・5%になった。この結果、花粉症は現在、すべてのアレルギー性鼻炎のなかで最大の原因

になっている。
****
[11] ***調査、公募、意見募集等***
[公募、意見募集等]
◇令和３年度大学教育再生戦略推進費「大学の世界展開力強化事業」～アジア高等教育共同体（仮称）形成促進～ 公募要領（案）及びQ&A（案）の掲載について
＜文部科学省　2021年４月８日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af1NacxaeBuQyGbJ

◇令和３年度依存症民間団体支援事業の公募について
＜厚生労働省　2021年４月７日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=W6NhIh_t1K8rNB7JY

[公募結果、意見募集結果]
◇「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項各号又は第3項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第5項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質の一部を改正する件（案）」に対する意見公募の結果について
＜経済産業省・厚生労働省・環境省　2021年3月29日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=595220059&Mode=1

◇平成21年3月環境省告示第14号（河川及び湖沼が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件）の一部を改正する案に関する意見募集（パブリックコメント）の結果について
＜環境省　2021年4月1日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=195200096&Mode=1

[統計資料]
◇一般化学物質等の製造・輸入数量（2019年度実績）
＜経済産業省　2021年３月30日＞
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/2019jisseki-matome.html
---
◇優先評価化学物質の製造・輸入数量実績
＜経済産業省　2021年3月30日＞
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/volume/priority/volume_priority_2019FY.pdf
---
◇監視化学物質の製造・輸入数量実績
＜経済産業省　2021年3月30日＞
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/volume/monitor/volume_monitor_2019FY.pdf
---
◇「第二種特定化学物質の製造・輸入及び出荷実績（2019年度実績）
＜経済産業省　2021年3月30日＞
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/class2specified_index.html
****
[12] ***その他省庁発表***
◇教育再生実行会議「ポストコロナ期の新たな学びの在り方について（第十二次提言）案」の取りまとめに向けた議論
＜文部科学省　2021年４月８日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af1NacxaeBuQyGbG
****

[13] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・食品安全委員会　鉛ワーキンググループ（第７回）の開催について　　４月１５日、Web 会議

＜内閣府　2021 年４月８日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/sonota/annai/wg_namari_annnai_7.html

（１）鉛の食品健康影響評価について

（２）その他

・食品安全委員会（第 812 回）の開催について　　４月 13 日、web 上

＜内閣府　2021 年４月８日＞　http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/annai812.html

（１）農薬第五専門調査会における審議結果について

・「ポリオキシン（ポリオキシンＤ亜鉛塩及びポリオキシン複合体）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

（２）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見について

・農薬「ペンディメタリン」に係る食品健康影響評価について

・遺伝子組換え食品等「JPBL006 株を利用して生産されたキシラナーゼ」に係る食品健康影響評価について

・薬剤耐性菌「家畜に使用する亜鉛バシトラシン」に係る食品健康影響評価について

（３）その他

・薬事・食品衛生審議会　医薬品第二部会を開催します　　４月 21 日、Ｗｅｂ会議、非公開

＜厚生労働省　2021 年４月７日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=s0uP2qWPDaJp4yMhY

・産学連携による医薬品・医療機器等の研究開発の推進の在り方に関する検討会（第２回）の開催について

４月 14 日、オンライン会議

＜文部科学省　2021 年４月７日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af1Lacxf7D2ahcbE

1. 医療分野研究成果展開事業　事後評価
2. 有識者からの情報提供
3. 医薬品・医療機器等の研究開発における今後の支援の在り方について
4. その他

・総合資源エネルギー調査会　電力・ガス事業分科会　電力ガス基本政策小委員会　省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会　合同　石炭火力検討ワーキンググループ（第８回）　　４月９日、オンライン会議

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/38886

1.　説明・自由討議

****

[14] ***その他***

◇***インフルエンザ、感染症関係***

・豪州からの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置の解除について

＜農林水産省　2021 年４月８日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/210408.html

****

[付録]

◇液体芳香剤の誤飲事故等に注意！－乳幼児がリードディフューザーの液を誤飲して入院する事故が発生－

上記［1］関係

＜国民生活センター　2021 年４月８日＞　http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210408_2.html

ボトルに入った液体芳香剤の液に「リードスティック」と呼ばれる木製の棒などの一端を浸して、吸い上げられた液を気化、拡散させるもの（以下、「リードディフューザー」とします。）（図参照）が家庭などで広く利用されています。

2020 年 11 月、「医師からの事故情報受付窓口」に、乳幼児がリードディフューザーに入っている液を誤飲し、肺の一部が空洞のようになる呼吸器障害を負って２週間程度入院、その後も通院を要しているという事故情報が寄せられました。

また、医療機関ネットワークには、2010 年 12 月から 2020 年 12 月末までの約 10 年間に、乳幼児が液体芳香剤を誤飲したなどの事故情報が 31 件（注）寄せられています。

そこで、これらの事故情報を分析するとともに、販売されているリードディフューザーの表示や液の成分を調べ、リー

ドディフューザーなどを使用する際の注意点等について、消費者へ情報提供することとしました。
液体芳香剤及びリードディフューザーとは
　液体芳香剤は、開封して使用を開始すると、芳香成分等が溶解した液が徐々に揮散し、液がなくなるまでの数カ月程度持続するものです。主流は、ろ紙、不織布、スポンジ、竹ひご等の一端を芳香成分を含む液に浸して吸い上げさせ、徐々に周囲に芳香成分が拡散するものです。その中で、リードスティックにより芳香成分を拡散する商品が、リードディフューザーと呼ばれています。リードスティックの本数や太さなどにより、香り立ちの強さを調整できるのが特徴です。
　さまざまな香りをうたった商品がありますが、芳香成分を含む液には、水や10％前後のエタノールを含有し、植物抽出物や数％の有機酸、10～20％程度の界面活性剤を配合しているタイプや、香料や精油を溶剤（30～70％程度のイソパラフィン系などの炭化水素類やグリコールエーテル類等を含むもの）で希釈した、揮発性の低い液体のタイプなどがあります。エタノール、炭化水素類、グリコールエーテル類はいずれも、粘膜の刺激作用、中枢神経の抑制作用があるとされているもので、これらの成分を含む芳香剤の液が目に入ると痛みや充血、誤飲すると悪心（おしん）、嘔吐（おうと）のほか、量が多い場合は意識障害などが起こる可能性があります。また、誤えんすると肺炎につながる可能性もあります。

参考
公益財団法人　日本中毒情報センター編「発生状況からみた急性中毒初期対応のポイント　家庭用品編」株式会社へるす出版、2016、「芳香剤・消臭剤－設置タイプ」（p.283-288）から一部引用。
「医師からの事故情報受付窓口」に寄せられた事故情報
　2020年11月、「医師からの事故情報受付窓口」に、リードディフューザーの液を誤飲して乳幼児が入院を要した事故（以下の【症例】）の情報が寄せられました。
【症例】
リードディフューザーの液を誤飲し、胸部CTにて肺の一部に空洞影がみられた。
医療機関ネットワークに寄せられた事故情報
　医療機関ネットワークには、2010年12月から2020年12月末までの約10年間に、3歳以下の乳幼児の「液体芳香剤」に関する事故情報が31件寄せられています。
主な「誤飲・誤えん」の事故事例
【事例】
リードディフューザーの液を誤飲し、誤えん性肺炎のおそれがあった。
【事例】
リードディフューザーの液を誤飲し、中毒症状を発症した。
【事例】
高さ1mの棚に置いてあったリードディフューザーの液を誤飲。
調査
　インターネットショッピングモール（「Amazon.co.jp」、「Yahoo！ショッピング」、「楽天市場」）で「リードディフューザー」が分類されるカテゴリにおいて、売れ筋ランキングの高い商品や、神奈川県相模原市、神奈川県横浜市、東京都町田市内の百貨店、ホームセンター、チェーンドラッグストア、チェーンストアで販売されている商品、合わせて10銘柄について、商品本体やパッケージの表示や液の成分を調べました。（検体購入：2020年11月～2021年1月、調査期間：2020年12月～2021年2月）

10銘柄とも、乳幼児の手の届かないところで使用・保管するといった記載がありました。
10銘柄とも、飲用ではないとの記載がありました。そのうち6銘柄では、誤飲した場合に医師の診察を受ける旨の記載があり、別の2銘柄では、誤飲して異常がある場合に医師の診察を受ける旨の記載がありました。
4銘柄では、誤飲した際に吐かせないよう記載がありましたが、その理由まで記載している銘柄はありませんでした。
10銘柄中2銘柄には、目に入った場合、医師の診察を受ける旨の記載があり、別の6銘柄では、目に入って異常がある場合に、医師の診察を受ける旨の記載がありました。なお、8銘柄では、流水で洗い流すなど対処法が記載されていました。
10銘柄中7銘柄では、液や液を吸い上げたリードスティックに、皮膚や衣類が触れないよう記載がありました。6銘柄では、皮膚に付着して異常がある場合、医師の診察を受ける旨の記載がありました。また、9銘柄では、石けんや流水でよく洗う

など対処法の記載がありました。そのうち3銘柄ではその理由として、かぶれるおそれがあると記載していました。
全10銘柄について、水以外の主な溶剤の成分を調べたところ、6銘柄からはイソパラフィン系の炭化水素類、残りの4銘柄からはエタノールとグリコールエーテル類と推定される物質が検出されました。
消費者へのアドバイス
液体芳香剤は、乳幼児の手や目が届かない場所で使用・保管するようにしましょう。
誤飲した液体芳香剤の液が気管に入ると、化学性肺炎を生じる危険がありますので、誤飲した場合は慌てて吐かせずに、直ちにかかりつけ医等に相談しましょう。
液体芳香剤の液が目に入った場合は、すぐに流水で洗い流しましょう。また、皮膚に付着した場合はかぶれるおそれがあるため、石けんなどで洗いましょう。
業界・事業者への要望
液体芳香剤を乳幼児の手や目の届かない場所で使用・保管することについて、より一層啓発等を含めた安全対策を推進することを要望します。

◇携帯料金プランに関する注意喚起「自分に合った料金プランになっていますか?」を更新しました。
＜消費者庁　2021 年 4 月 6 日＞
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/information_003/index.html
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/information_003/assets/consumer_policy_cms201_210406.pdf
---

◇狙われる！？18 歳・19 歳「金（かね)」と「美（び)」の消費者トラブルに気をつけて！
＜国民生活センター　2021 年 4 月 8 日＞　http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210408_1.html
民法改正により、2022 年 4 月 1 日から、成年年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられます。未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた未成年者取消権によってその契約を取り消すことができますが、成年になって結んだ契約は未成年者取消権の行使ができなくなります。また、20 歳代前半（20～24 歳）で多くみられる儲け話や美容関連の消費者トラブルに、成年になったばかりの 18 歳・19 歳も巻き込まれるおそれがあります。
そこで、若者の消費者トラブルの防止・解決のため、現在は「未成年」ですが民法改正で新たに「成年」となる 18・19 歳と、成年になって間もない 20 歳代前半にみられる傾向やアドバイスをまとめました。
契約当事者の年齢が「18・19歳」の相談件数の平均値：2010年度は5,665件、2011年度は5,200件、2012年度は4,852件、2013年度は5,686件、2014年度は5,852件、2015年度は5,787件、2016年度は4,861件、2017年度は4,180件、2018年度は4,035件、2019年度は5,203件、2020年度は4,820件です。
契約当事者の年齢が「20～24歳」の相談件数の平均値：2010年度は8,450件、2011年度は7,724件、2012年度は7,263件、2013年度は7,511件、2014年度は8,196件、2015年度は8,230件、2016年度は7,845件、2017年度は7,434件、2018年度は7,393件、2019年度は8,571件、2020年度は7,741件です。
（注1）PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと。相談件数は、2021年2月末までの登録分。消費生活センター等からの経由相談は含まれていない。
（注2）「18・19歳」（平均値）は、18歳、19歳の2歳分の相談件数の合計を2で割った値。「20～24歳」（平均値）は、20歳から24歳までの5歳分の相談件数の合計を5で割った値。平均値は、全て小数点以下第1位を四捨五入した値。
（注3）2019年度同期件数（2020年2月末までのPIO-NET登録分）は、「18・19歳」（平均値）が4,272件、「20～24歳」（平均値）が6,909件。
相談事例
未成年時に投資用USBを勧誘され、成人してすぐに借金を指南されて契約した
大学の寮の先輩から「バイナリーオプションで儲かっている。もっと儲かっている人から話を聞いてみないか」と誘われて、3人で会うことになった。先輩に紹介された人から「投資用USBを使用すると、1万円を1年間で何百万にすることができる。定年までの生涯年収では一生を暮らすことができない。投資用USBは50万円だが、今投資すれば後で楽に暮らすことができる」と説明された。その時はまだ19歳だったため、20歳になってから投資用USBを購入することになった。20歳に

なってすぐ契約書を記入したところ、学生ローンからの借り入れを指南され、学生ローン3社から合計50万円を借り入れて代金を支払った。その後、販売業者のセミナーに複数回参加したり、購入した投資用USBを使ってバイナリーオプションをやってみたりしたが、勧誘時の説明と異なり儲からない。契約を解約し、返金してほしい。
その他、以下のような相談も寄せられています。
SNSで知り合った人に儲かる情報商材を勧誘され、契約したが儲からなかった
無料エステ体験後、別室で執拗な勧誘を受け、高額なコースを契約してしまった
包茎の無料相談に行ったら、親の同意なく即日施術されてしまった
低価格で1回限りの購入だと思って申し込んだが、支払総額が高額な定期購入だった
支払総額が高額な定期購入だとわかり、販売業者に未成年者契約の取り消しを求めたが拒否された
「18・19歳」「20～24歳」の消費生活相談の傾向
「18・19歳」「20～24歳」の消費生活相談の傾向をみると、「18・19歳」「20～24歳」とも、ダイエットサプリメントやバストアップサプリメント、除毛剤などの詐欺的な定期購入商法、洋服などの詐欺・模倣品サイト、アダルト情報サイトや出会い系サイトといったインターネット通販のトラブルが多くみられます。
「20～24歳」は「18・19歳」に比べて、情報商材、オンラインカジノ、暗号資産（仮想通貨）、投資用USBなどの儲け話のトラブル、エステティックサービスや医療脱毛、包茎手術等の美容医療などのトラブルが多くみられます。これらのトラブルのきっかけとしては（1）インターネット・SNSの広告・書き込み等を見て連絡をするケース、（2）SNSで知り合った人から誘われるケース、（3）学校や職場の友人・知人から誘われるケースがあります。
「販売目的隠匿」「説明不足」「虚偽説明」「強引」「長時間勧誘」や「クレ・サラ強要商法」など問題のある販売方法・手口も目立ちます。
若者へのアドバイス
うまい話はうのみにせず、きっぱり断りましょう
クーリング・オフや消費者契約法など、消費者の味方になるルールを身につけましょう
トラブルに遭ったと感じた場合は、最寄りの消費生活センター等に相談しましょう
＊消費者ホットライン：「188（いやや！）」番
最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

◇暗号資産(仮想通貨)に関するトラブルにご注意ください!
＜消費者庁　2021年4月7日＞　https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_001/
インターネットを通じて電子的に取引される、いわゆる「暗号資産(仮想通貨)」をめぐるトラブルが増加しています。また、暗号資産(仮想通貨)の交換と関連付けて投資を持ち掛け、トラブルとなるケースが増えています。
これに関連し、消費者庁では金融庁、警察庁と連名で消費者の皆様に気を付けていただきたい点について、注意喚起を行っています。
********** 以上 **********